

H 1 6 . 3 . 2 2

第12回協議会

別 冊 資 料

新市(富山市)のサービスと負担 (介護保険)

富山地域合併協議会

1 介護保険料について（協議中）

介護保険料は、被保険者の所得などに応じて決まるものです。現在、富山市と上婦負介護保険事務組合（6町村にて構成されています）の介護保険料は、それぞれ独自に定めているため、介護保険料に違いがあります。

介護保険料は、平成17年度の合併時に統合します。

区分	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	新市
		上婦負介護保険事務組合						
基準額 (月額)	4,052円	4,095円						合併時に富山市の例により統合します。
第1段階	21,900円	19,600円						
第2段階	34,100円	34,300円						
第3段階	48,700円	49,100円						
第4段階	60,800円	61,300円						
第5段階	73,000円	68,700円						
第6段階	90,000円	83,400円						

*各段階の対象者

第1段階（富山市・上婦負）：世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者又は生活保護受給

第2段階（富山市・上婦負）：世帯全員が住民税非課税

第3段階（富山市・上婦負）：本人が住民税非課税で世帯員が住民税課税

第4段階（富山市・上婦負）：本人が住民税課税で本人の合計所得金額が200万円未満

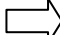
第5段階（富山市）：本人が住民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上**400万円未満**

（上婦負）：本人が住民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上**250万円未満**

第6段階（富山市）：本人が住民税課税で本人の合計所得金額が**400万円以上**

（上婦負）：本人が住民税課税で本人の合計所得金額が**250万円以上**

参考 ともに65歳以上の夫婦が子供夫婦と暮らしている場合の介護保険料

世帯が市民税課税で、65歳以上の夫婦がともに市民税非課税の場合  夫も妻も第3段階

現行の保険料
(夫も妻も第3段階)

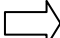
夫も妻も各々	富山市	48,700 円
	大沢野町	49,100 円
	大山町	49,100 円
	八尾町	49,100 円
	婦中町	49,100 円
	山田村	49,100 円
	細入村	49,100 円

平成17年4月から
の介護保険料

夫も妻も各々
48,700 円
(見込み)

参考 ともに65歳以上の夫婦2人暮らしの場合の介護保険料

夫が市民税課税で合計所得金額が200万円未満、妻が市民税非課税の場合

 夫は第4段階、妻は第3段階

現行の保険料
(夫は第4段階)

夫については	富山市	60,800 円
	大沢野町	61,300 円
	大山町	61,300 円
	八尾町	61,300 円
	婦中町	61,300 円
	山田村	61,300 円
	細入村	61,300 円

平成17年4月から
の介護保険料

夫
60,800 円
(見込み)

現行の保険料
(妻は第3段階)

妻については	富山市	48,700 円
	大沢野町	49,100 円
	大山町	49,100 円
	八尾町	49,100 円
	婦中町	49,100 円
	山田村	49,100 円
	細入村	49,100 円

平成17年4月から
の介護保険料

妻
48,700 円
(見込み)